

社会福祉法人北谷町社会福祉協議会物品貸出利用要項

(趣旨)

第1条 この要項は、北谷町社会福祉協議会福祉事業係（以下「社協」という。）における物品貸出利用等について必要な事項を定めるものとする。

(借用申請)

第2条 物品の貸出を利用する団体（以下「貸出利用者」という。）は、あらかじめ借用申請を行わなければならない。

2 前項の申請は、貸出利用者が「物品借用書」（第1号様式）に所要事項を記入し、社協会長に申請するものとする。

(貸出方法)

第3条 貸出利用者は、窓口に物品借用書を提出して貸出を受けなければならない。

(貸出利用者の範囲)

第4条 貸出利用者は、町内の団体で次のとおりとする。

- (1) 身体障害者団体
- (2) 老人クラブ
- (3) 民生委員児童委員協議会
- (4) 社協協力ボランティア団体
- (5) 母子寡婦福祉会
- (6) 自治会
- (7) 議会
- (8) 遺族会
- (9) 更生保護女性会
- (10) 生活研究会
- (11) 役場
- (12) 教育委員会
- (13) 幼・小・中・高・専修学校
- (14) 商工会
- (15) P T A
- (16) 福祉施設

2 その他社協会長が認めたもの。

(貸出期間)

第5条 物品の貸出期間は、貸出日から起算して1週間以内とする。

(返却方法)

第6条 貸出利用者は、社協窓口に借用物品を返却しなければならない。その際、貸出利用者と社協職員の両者による物品の確認を行うものとする。

(物品の使用)

第7条 貸出利用者は、物品を他人に転貸し、または不正に使用してはならない。

2 物品が貸出利用者本人以外によって利用され、よって損害が生じた場合その責任は貸出利用者本人に帰するものとする。

(物品の弁償)

第8条 貸出利用者が物品を紛失または破損したときは、すみやかに社協へ連絡しなければならない。

2 物品の紛失または破損があったときは、当該利用者に対し、修理にかかる費用、同一の物品またはその同等の物品を弁償させるものとする。

(貸出利用の停止)

第9条 社協は、貸出利用者がこの貸出利用要項を遵守しなかったとき、物品の貸出を停止することができる。

附 則

この要項は、平成24年4月1日から施行する。